アスモア税理士法人

2026.9.15 発行

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。お盆が明けてからも厳しい暑さが続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか。今回は令和８年10月１日より変更となる「インボイス制度の経過措置の見直し」について、重要な２つのポイントをご紹介いたします。

インボイス制度の経過措置の見直し

◆ 控除可能割合等の見直し（通称：**7・5・3 割控除**）

令和８年度税制改正により、免税事業者など適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れにつき、その一定割合を控除できる経過措置について、適用期限を２年間延長されます。

これに伴い、段階的な控除可能割合が以下のとおり見直されます。

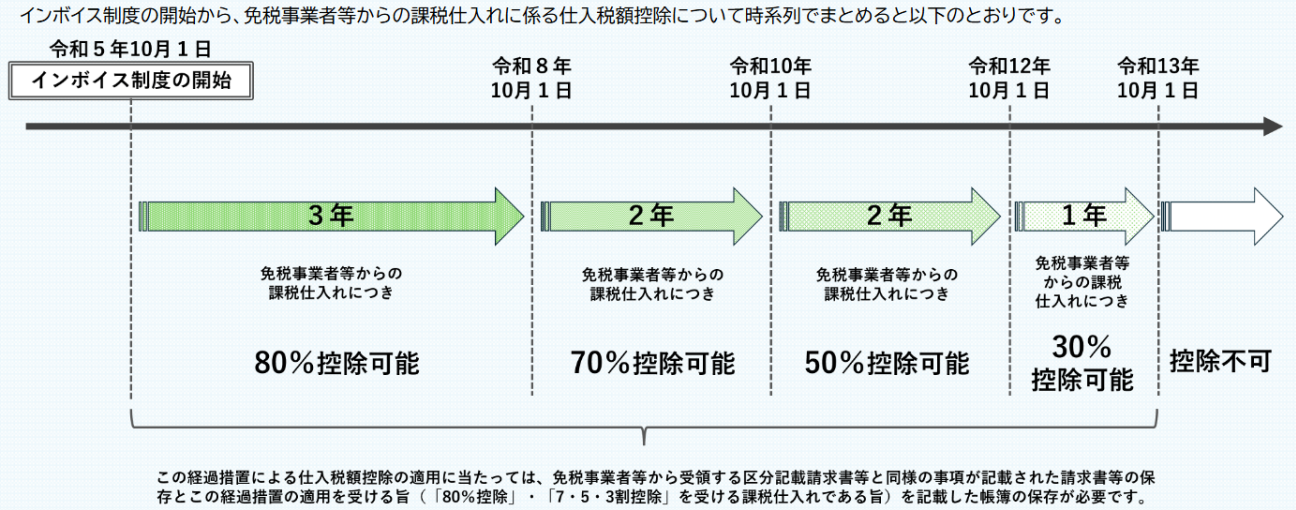

◆ 個人事業主の「**3 割特例**」の新設

インボイス発行事業者の登録を受けたことで免税事業者から課税事業者となった個人事業主を対象に令和９・10 年分の確定申告の消費税の納付税額を「売上税額の３割」とすることができる特例が新設されます。

※**法人は 3 割特例の適用対象外**となりますのでご注意ください。

出典　国税庁「インボイス経過措置の見直し等」

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽に**アスモア税理士法人**にご相談ください。
ＴＥＬ：０９２－７２６－２３５０